住居確保給付金（転居費用補助）のご案内

R8.7.1改訂

1　住居確保給付金（転居費用補助）とは

世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象に転居費用相当分を支給することで、家計改善に向けた支援を行います。

※支給に関する注意事項

①申請前に家計改善支援事業を利用し、「家計を改善するために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難」であると認められること

②家計改善支援事業を利用していても、必ずしも転居が必要であると認められるものではありません

③入居予定住宅の確保については、家計改善支援事業において示された家賃額を目安に賃貸住宅を探してください。

④申請から支給決定までには審査があり、一定の時間を要します。申請以前に賃貸等契約をした場合は、契約時までに支給が間に合わない可能性がありますのでご了承ください。また、支給決定日によっては、申請者と不動産業者等で契約日等を調整していただく場合があります

2　支給要件

申請時に、次の①～⑧のいずれにも該当する方

①申請者と同一世帯に属する者の死亡、又は申請者もしくは申請者と同一世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居を失うおそれのある方

②申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から２年以内であること

③申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

④【世帯収入要件】（〔表１〕A欄参照）

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、〔表１〕A欄の世帯収入基準額（基準額と家賃額（上限あり。上限額に満たない場合はその額）を合算した額）以下であること

（※）「基準額」＝市町村民税均等割の非課税となる収入額の1/12

〔表１〕世帯収入基準額・金融資産基準額　　単位：円

世帯人数	A：世帯収入基準額（基準額＋家賃額）	基準額	家賃額（上限額）	B：金融資産基準額
１人	123,000	86,000	37,000	516,000
２人	168,000	124,000	44,000	744,000
３人	195,000	147,000	48,000	882,000
４人	223,000	175,000	48,000	1,000,000
５人	257,000	209,000	48,000	
６人	294,000	242,000	52,000	
７人	333,000	275,000	58,000	

※世帯収入基準額は基準額と家賃上限額の合計です。実際の家賃が上限額に満たない場合はその額の合計額となります

⑤【金融資産要件】（上記〔表１〕B欄参照）

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、上記〔表１〕B欄の金融資産基準額以下であること

⑥家計改善支援事業における家計相談支援において、次のア又はイのいずれかの事由により転居が必要であり、かつ費用の捻出が困難であると認められること

ア　転居先の住宅の一月当たりの家賃額が転居前の家賃額より減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること

イ　転居先の住宅の一月当たりの家賃額が転居前の家賃額より増加するが、転居に伴うその他支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること

⑦自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと

３　対象経費

①支給対象経費

ア　転居先への家財運搬費用

イ　転居先の初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）

ウ　ハウスクリーニングなどの現状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）

エ　鍵交換費用

②支給対象外経費

ア　敷金　※申請者本人に返還される可能性があるため

イ　契約時に払う家賃（前家賃）

ウ　家財や設備（風呂釜、エアコン等）購入費

４　支給額

支給額は次の表を上限とし、支給対象となる転居費用の実費分（共益費、管理費等を除く。）とする

世帯人数	支給上限額
１人	192,000
２人	208,000
３人	224,000
４人	236,000
５人	252,000
６人	252,000
７人	268,000

５　支給方法

①転居先の住宅に係る初期費用・・・不動産仲介業者等への代理受領

②①以外の費用…各業者等へ代理受領又は申請者の口座へ支給

※支払いをクレジットカードを使用する方法に限定している場合は、直接給付とすることも可能です。ただし、申請者の口座に直接給付する場合は、転居費用等を支払った額が確認できる書類（領収書等）の提出が必要です。

※支給額の内訳に初期費用と引越費用の両方が含まれ、合計額が支給上限額を超える場合は、代理受領で支給する初期費用が優先されます。

問合せ・申込み先
〒350-2292　鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1（市役所2階）
鶴ヶ島市生活サポートセンター（市社会福祉協議会委託）
TEL　049-277-4116